

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

宇 城 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

- 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 第 2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - 第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- 第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
- 第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
 - 1 利用権設定等促進事業に関する事項
 - (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - (2) 利用権設定等の内容
 - (3) 開発を伴う場合の措置
 - (4) 農用地利用集積計画の策定期間
 - (5) 要請及び申し出
 - (6) 農用地利用集積計画の作成
 - (7) 農用地利用集積計画の内容
 - (8) 同意
 - (9) 公告
 - (10) 公告の効果
 - (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
 - (12) 紛争の処理
 - (13) 農用地利用集積計画の取消し等
 - 2 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項
 - 3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項
 - 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
 - 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
 - 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
 - 8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- 第 6 その他

別紙 1 (第 5 の 1 の (1) ⑥関係)

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 宇城市は、熊本県の中央部に位置し、八代平野に続く平坦地域から半島地域や中山間地域といった変化に富んだ地形と温暖な気候に恵まれ多様な農業が行われている。

特に市の西部の半島地域では不知火海に面した温暖な気候を活かした柑橘や花き栽培が行われている。南部の平坦地域は水稻を主体とした土地利用型の農業を展開している。東部の中山間地域では、落葉果樹や葉たばこ、生姜等の生産が行われている。

近年、農産物価格の低迷する中、経営の安定・効率化を図るため、平坦地域においてはメロン、トマト、イチゴ等の施設園芸の導入。半島地域では特産のデコポンの拡大及び施設化や樹園地の基盤整備が進められている。

今後は、施設園芸において、高収益性の作目、作型及び産地オリジナル作目を担い手農家を中心に導入して、地域として産地化を図る。柑橘栽培においては、高糖度系の新品種への更新、施設導入による品質・収量の向上及び樹園地の基盤整備を推進し低コスト省力化に取り組む。水稻等の土地利用型農業においては、作業受委託組織や担い手農家への利用集積の推進を図るとともに、市全域において、農地集積、農作業受委託、共同機械購入、耕作放棄地解消等の取り組みを行う集落営農を推進する。

さらに、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、近年、食の安全安心への消費者ニーズの高まりについても、減農薬栽培や環境保全型の農業の支援及び学校給食等における地産地消にも取り組み、新鮮で安全な農産物の供給を目指す。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 宇城市の農業構造については、昭和40年代から50年代にかけ旧松橋町、不知火町、小川町において農村地域工業導入促進法等に基づく企業誘致による企業関係人口の増加や、熊本市、八代市への通勤圏内にあり、農村の混住化や兼業化が進展している。このようなことから恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近一層の兼業化の進展によって土地利用型農業を中心に農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 宇城市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、宇城市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり概ね355万円以上、個別経営体で家族経営の場合、1経営体当たり概ね710万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 宇城市は、将来の宇城市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当

たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、宇城市は、農業協同組合、農業委員会、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農業普及・振興課（以下「農業普及・振興課」という。）、土地改良区、熊本県農業共済組合宇城支所が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、宇城市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手育成総合支援協議会」という。）を設置により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、低コスト・高品質生産の調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善などにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対応を行う。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及・振興課や農業協同組合等と連携をとりながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的管理の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

取り組みに際しては、熊本宇城農業協同組合、農業委員会と連携し、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を促進していく必要がある。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化や経営力の強化、実態に応じた法人化を推進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。併せて組織の中心となるリーダーを育成し確保していく必要がある。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、単に機械の共同利用や農作業受託を行う組織から、オペレーターの育成、受委託の促進等を図り地域の土地利用調整と一体となって農地の効率的な利用を行いながら、安定的な経営主体となり得るような地域営農組織への発展を促進する。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業

団体の設立を図る等、組織化が進んでいない地域への方策を行う。

また、農地の集積・集約、農道・園内作業道等の整備などの面的整備を行い農作業の機械化・省力化を図るとともに、農地等の維持管理や景観の保全を進め、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の実情に応じた地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。

さらに、宇城市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請による女性認定農業者の拡大と家族経営協定の普及を行う。また、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、宇城市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種整備事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 宇城市は、担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営相談や専門家による経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業普及・振興課の協力を受けつつ行い、経営改善計画の目標達成に努める。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、家族経営の活性化と農業経営の法人化を推進する。農業経営の法人化に当たっては、講習会などの啓発活動を行うとともに、設立に向けた個別指導や専門家派遣による課題や問題解決などの指導助言を行う。

特に、大規模経営を目指す農業経営においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同協議会の下に日本政策金融公庫熊本支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、意欲ある農業者には認定農業者への誘導を行い、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行い着実な再認定を促す。

稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地域においては、新規の集約的作目導入を図るため、同協議会の下に、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

また、地域資源を有効に活用し経営の多角化及び高度化を図るため、1次産業（農林漁業）と2次産業（製造業）、3次産業（小売業）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化への取組み及び農産物の消費拡大をする地産地消への取組みを行う組織を支援する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

宇城市の令和4年の新規就農者は14人であり、農業法人等への雇用就農者が微増するなど、就農の形態に変化もみられるが、将来にわたって地域農業の担い手になる人材を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、宇城市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標600人を踏まえ、宇城市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

宇城市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた宇城市の取組

上記に掲げるよう新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、資金面については日本政策金融公庫熊本支店や熊本宇城農業協同組合等による相談、技術・経営面については宇城地域振興局農業普及・振興課や熊本宇城農業協同組合の各生産部会等が重点的な指導を行うなどサポート体制を強化し、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 三角地区

従来からの基幹作物である柑橘類や花卉類を栽培する三角地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れ体制を整備し、熊本宇城農業協同組合の各生産部会等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 不知火地区

中山間地では柑橘類、平坦地では野菜類の産地を形成しており、熊本宇城農業協同組合の各生産部会等と連携し、受け入れ体制を整備し、また、農業法人は雇用就農の受け皿となるため、大規模園芸農家の法人化を推進していく。

ウ 松橋地区

平坦で良好な営農環境を持つ松橋地区では、様々な野菜類の産地を形成しており、今後も産地の維持・発展のため、あらたな担い手となる人材の受け入れ体制を整備し、大規模園芸農家の法人化を推進していく。

エ 小川地区

中山間地では、生姜、平坦地では、野菜類やイ草の産地を形成している。以前より青年農業者の育

成に力を入れている地区でもあり、就農希望者の研修受け皿である受け入れ体制を整備し、産地を形成していくための人材の育成・確保を推進していく。

オ 豊野地区

豊野地区では、基盤整備された良好な水田地帯で、水稻や葉タバコの産地を形成し、中山間地では、梨、柿、葡萄などの落葉果樹類の産地である。他地区に比べ、担い手の高齢化が顕著であり、あらたな担い手の確保は急務である。熊本宇城農業協同組合との連携を深め、就農希望者の受け入れ体制を整備し、人材の確保・育成を行っていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に宇城市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、宇城市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

指標の策定に当たっては、次の事項を前提とする

1 類型設定の基準

(1) 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンである。

- ① 自家労力 1 経営体当たり経営者を含めて従事者2～3人
- ② 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

(2) 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンである。

(3) 協業経営

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンである。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

[家族経営]

(農業経営の指標の例)

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻 + 春メロン + 秋メロン	〈作付面積等〉 水稻 120 a 春メロン 80 a 秋メロン 60 a 〈経営面積〉 260 a 労働時間： 2,000時間 所得：840万円	〈資本装備〉 トラクター（30ps） 田植機（4条植） コンバイン（3条刈） 連棟ハウス一式 自動灌水施設、温風暖房機 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・作業の共同化、生産組織化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻 ＋ 春メロン ＋ 夏秋トマト	〈作付面積等〉 水稻 100 a 春メロン 50 a 夏秋トマト 40 a 〈経営面積〉 190 a 労働時間： 2,000時間 所得：940万円	〈資本装備〉 トラクター（30ps） 田植機（4条植） コンバイン（3条刈） 連棟ハウス一式 自動灌水施設、温風暖房機 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・作業の共同化、生産組織化	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実 施 ・経営合理化を 図るためパソ コン等の導入 ・経営強化のた めの自己資本 の充実	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・労災保険等への 加入 ・施設園芸に係る 軽作業について、 パート雇用従事 者を確保
水稻 ＋ 冬春トマト	〈作付面積等〉 水稻 100 a 冬春トマト 40 a 〈経営面積〉 140 a 労働時間： 2,000時間 所得：960万円	〈資本装備〉 トラクター（30ps） 田植機（4条植） コンバイン（3条刈） 連棟ハウス一式 温風暖房機、自動灌水施設 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・作業の共同化、生産組織化	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実 施 ・経営合理化を 図るためパソ コン等の導入 ・経営強化のた めの自己資本 の充実	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・労災保険等への 加入 ・施設園芸に係る 軽作業について、 パート雇用従事 者を確保
水稻 ＋ ミニトマ ト	〈作付面積等〉 水稻 70 a ミニトマト 30 a 〈経営面積〉 100 a 労働時間： 2,000時間 所得：890万円	〈資本装備〉 トラクター（30ps） 田植機（4条植） コンバイン（3条刈） 連棟ハウス一式 温風暖房機、自動灌水施設 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・作業の共同化、生産組織化	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実 施 ・経営合理化を 図るためパソ コン等の導入 ・経営強化のた めの自己資本 の充実	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・労災保険等への 加入 ・施設園芸に係る 軽作業について、 パート雇用従事 者を確保

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻 ＋ イチゴ	〈作付面積等〉 水稻 100 a イチゴ 30 a 〈経営面積〉 130 a 労働時間： 2,000時間 所得：860万円	〈資本装備〉 トラクター（30 p s） 田植機（4条植） コンバイン（3条刈） 連棟ハウス一式 温風暖房機、自動灌水施設 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・作業の共同化、生産組織化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
水稻 ＋ なす	〈作付面積等〉 水稻 100 a なす 30 a 〈経営面積〉 130 a 労働時間： 2,000時間 所得：750万円	〈資本装備〉 トラクター（30 p s） 田植機（4条植） コンバイン（3条刈） 連棟ハウス一式 温風暖房機、自動灌水施設 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・作業の共同化、生産組織化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
水稻 ＋ 生姜	〈作付面積等〉 水稻 50 a 生姜 50 a 〈経営面積〉 100 a 労働時間： 2,000時間 所得：960万円	〈資本装備〉 トラクター（25 p s） 管理機、貯蔵施設 生姜収穫期、灌水施設 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・作業の共同化、生産組織化 ・水稻は営農組織に委託	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稲 ＋ レンコン	〈作付面積等〉 水稲 100 a レンコン 150 a 〈経営面積〉 250 a 労働時間： 2,000時間 所得：580万円	〈資本装備〉 トラクター（25ps） 田植機（4条植） コンバイン（3条刈） レンコン掘り用ポンプ 単棟ハウス 〈その他〉 ・圃場の集団化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入
温州みかん ＋ 不知火	〈作付面積等〉 早生みかん 160 a 不知火屋根かけ 50 a 〈経営面積〉 210 a 労働時間： 2,000時間 所得：600万円	〈資本装備〉 灌水施設 SS防除機 屋根かけハウス 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・マルチ栽培	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・収穫期における臨時雇用従事者の確保
温州みかん ＋ 不知火 ＋ イチジク	〈作付面積等〉 早生みかん 150 a 不知火屋根かけ 50 a イチジク 15 a 〈経営面積〉 215 a 労働時間： 2,000時間 所得：650万円	〈資本装備〉 トラクター（25ps） 動力噴霧器、運搬機 雨よけ施設 屋根かけハウス 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・堆肥投入による土作り	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水 稻 ＋ 花 き	〈作付面積等〉 水 稻 100 a 花壇苗（パンジー） 60 a 〈経営面積〉 160 a 労働時間： 2,000時間 所得：570万円	〈資本装備〉 トラクター（25ps） 連棟ハウス一式 温風暖房機、自動灌水施設 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・堆肥投入による土作り ・水稻は営農組織に委託	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
宿根 カスミソウ	〈作付面積等〉 宿根カスミソウ 50 a 延べ100 a 〈経営面積〉 50 a 労働時間： 2,000時間 所得：740万円	〈資本装備〉 連棟ハウス一式 温風暖房機、自動灌水施設 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・堆肥投入による土作り ・鮮度維持管理	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
洋ラン	〈作付面積等〉 オンシジューム 20 a デンファレ 30 a 〈経営面積〉 50 a 労働時間： 2,000時間 所得：700万円	〈資本装備〉 連棟ハウス一式 温風暖房機 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・優良苗の導入 ・周年供給体制の確立	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・周年雇用の確保

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水 稻 ＋ 葉たばこ	〈作付面積等〉 水 稻 150 a 葉たばこ 200 a 飼料用米 150 a 〈経営面積〉 500 a 労働時間： 2,000時間 所得：570万円	〈資本装備〉 トラクター（30 p s） 田植機（4条植） コンバイン（3条刈） 畝立・被覆一貫作業機 移植機、自動収穫機 共同乾燥施設 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・堆肥投入による土作り ・水稻は営農組織に委託	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
水 稻 ＋ 麦	〈作付面積等〉 水 稻 10ha 麦 10ha 〈経営面積〉 20ha 労働時間： 2,000時間 所得：610万円	〈資本装備〉 トラクター（25 p s） 連棟ハウス式 温風暖房機、自動灌水施設 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・堆肥投入による土作り ・水稻は営農組織に委託	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
水 稻 ＋ いぐさ (豊表)	〈作付面積等〉 水 稻 150 a いぐさ 200 a 〈経営面積〉 350 a 労働時間： 2,000時間 所得：750万円	〈資本装備〉 トラクター（30 p s） 田植機（4条植） コンバイン（4条刈） イグサハーベスター、泥染めシステム乾燥機、選別機、加湿器、製織機、いぐさ移植機 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・高性能移植機 ・大量泥染、乾燥システムの導入 ・優良品種導入	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態 様 等
肉用牛	〈作付面積等〉 肥育牛 200頭 稲わら収集 1,000 a 〈経営面積〉 0 a 労働時間： 2,000時間 所得：2,440万円	〈資本装備〉 畜舎、トラクター ロールバレー、ディスク モア、ダンプトラック ショベルローダー、レーキ 等 〈その他〉 ・国産粗飼料の確保 ・環境保全対策の強化ならび に、土地および処理施設に 見合った飼養規模の徹底。 ・家畜伝染病予防の徹底	・簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働環境の快適化のための農作業環境改善 ・労災保険等への加入
水稻 ＋ 酪農	〈作付面積等〉 水稻 150 a 搾乳牛 40頭 飼料作物 200 a 〈経営面積〉 200 a 労働時間： 2,000時間 所得：1,150万円	〈資本装備〉 畜舎、パイプラインミルク ートラクター、ブロードキ ャスター、ロールバレー ダンプトラック、ショベル ローダー、レーキ等 〈その他〉 ・自給飼料面積の集積 ・需要に見合った計画生産 ・牛群検定成績の活用による 経営改善および後継牛確保 ・暑熱対策等の整備 ・液肥等の悪臭低減措置 ・家畜伝染病予防の徹底	・簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働環境の快適化のための農作業環境改善 ・労災保険等への加入
養豚	〈作付面積等〉 母豚 100頭 〈経営面積〉 0 a 労働時間： 2,000時間 所得：1,690万円	〈資本装備〉 豚舎（繁殖、分娩、肥育）、 飼料タンク、自動給飼設備、 除糞施設、堆肥処理施設、 高圧洗浄機、汚水処理施設、 トラック、フォークリフト 堆肥舎 〈その他〉 ・省力型施設機械の整備 ・系統豚による効率的経営 ・飼養管理、衛生対策向上に よる年間豚出荷頭数の増加 ・環境保全対策の強化ならび に、土地および処理施設に 見合った飼養規模の徹底 ・家畜伝染病予防の徹底	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
養鶏 (採卵)	〈作付面積等〉 25,000羽 〈経営面積〉 0 a 労働時間： 2,000時間 所得：700万円	〈資本装備〉 鶏舎 1,000㎡、洗卵場 堆肥舎、飼料タンク トラック 〈その他〉 ・需要に見合った計画生産 ・環境保全対策の強化ならびに、土地および処理施設に見合った飼養規模の徹底 ・家畜伝染病予防の徹底	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

〔法人経営〕

（農業経営の指標の例）

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
水稲 ＋ 麦	〈作付面積等〉 水稲 20ha 麦 20ha 〈経営面積〉 25ha 労働時間： 2,000時間 所得：1,240万円	〈資本装備〉 トラクター 田植機（6条） 自脱型コンバイン（4条） マニユアスプレッダー 機械倉庫、乾燥機、麦播種機 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・低コスト・省力化機械体系 ・低コスト技術導入	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・周年雇用の確保 ・労働環境快適化のための農作業環境の改善
洋ラン	〈作付面積等〉 デンファレ 40 a エピデンドラム 30 a オンシジューム 10 a 〈経営面積〉 80 a 労働時間： 2,000時間 所得：1,500万円	〈資本装備〉 連棟ハウス一式 温風暖房機 動力噴霧器 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・優良苗の導入 ・周年供給体制の確立 ・山上げ施設の確保	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・周年雇用の確保 ・労働環境快適化のための農作業環境の改善
養鶏 (採卵)	〈作付面積等〉 50,000羽 労働時間： 2,000時間 所得：1,400万円	〈資本装備〉 鶏舎 堆肥舎 飼料タンク 洗卵場 トラック（冷蔵）	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・周年雇用の確保 ・労働環境快適化のための農作業環境の改善

[協業経営]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻 ＋ 麦	〈作付面積等〉 水稻 30ha 麦 20ha 飼料米 10ha 〈経営面積〉 40ha 労働時間： 2,000時間 所得：1,970万円	〈資本装備〉 トラクター 田植機（6条） 自脱型コンバイン（4条） マニユアスプレッダー 機械倉庫 乾燥機 麦播種機 〈その他〉 ・機械化一貫体系による効率 的営農組織 ・集落ぐるみの土地利用の構 築 ・低コスト・省力化機械体系 ・低コスト技術導入 ・選任オペレーター制	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実 施 ・経営合理化を 図るためパソ コン等の導入 ・経営強化のた めの自己資本 の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への 加入 ・社会保険への加 入 ・周年雇用の確保 ・労働環境快適化 のための農作業 環境の改善

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に宇城市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、宇城市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

指標の策定に当たっては、次の事項を前提とする

1 類型設定の基準

- (1) 目標所得 主たる従事者1人当たり 250万円程度
- (2) 労働時間 従事者1人当たり年間2,000時間程度
- (3) 自家労働 1経営当たり経営者含めて従事者1～2名

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備等	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋麦＋大豆	経営面積 田 550 a 水稲 200 a 麦 350 a 大豆 350 a	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・圃場の汎用化と団地化 ・無人ヘリによる防除（委託） ・耕畜連携（麦わら・堆肥交換）による土づくり ・疎植及び緩効性肥料などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は営農組織に委託	トラクター1台 田植機（4条）1台 自脱型コンバイン（4条）1台 麦・大豆播種機1台 動力噴霧機（1台）	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・周年雇用の確保 ・労働環境最適化のための農業環境の改善
しょうが	経営面積 田 15 a しょうが 15 a	・根茎腐敗病発生防止のための土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 ・貯蔵後、順次出荷	トラクター1台 動力噴霧機1台 管理機1台 貯蔵庫		
肉用牛肥育	肉用牛肥育 肥育牛 65頭	・肥育期間20か月 ・枝肉重量470kg ・A4級以上枝肉割合50%以上 ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換	肥育牛舎650㎡ 堆肥者330㎡		
肉用牛繁殖	繁殖牛 21頭	・牛房群飼 ・分娩間隔12.5か月 ・供用産次7産	群飼連動スタンション 畜舎150（施設パッドック利用） 堆肥舎58㎡		

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	資 本 装 備 等	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
冬 春 ト マ ト	経営面積 田 17 a 冬春トマト 17 a	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉 装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るためパソコン等の導入 ・経営強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・周年雇用の確保 ・労働環境快適化のための農作業環境の改善
冬 春 ミ ニ ト マ ト	経営面積 田 12 a 冬春ミニトマト 12 a	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉 装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
イ チ ゴ	経営面積 田 15 a イチゴ 15 a	・ベンチ育苗 ・バック詰め作業	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉 装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷库 育苗施設		
促 成 ナ ス	経営面積 田 14 a 冬春ナス 14 a	・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉 装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
ア ス パ ラ ガ ス	経営面積 田 18 a アスパラガス 18 a	・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用	単棟ハウス 動力噴霧機1台 灌水装置 管理機		

営農 類型	経営規模	生産方式	資本装備等	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
宿根カス ミソウ	経営面積 田 30 a 二度切り 30 a 延55 a	・育苗作業の外部化 ・高温伸長性品種の導入による作 型拡大 ・電照と蒸しこみ技術による開花 調節技術の導入 ・出荷調整作業等の外部化 ・鮮度保持輸送技術の導入 ・雇用労力の活用（臨時雇用）	連棟ハウス 暖房機 管理機1台 播種機1台 動力噴霧機1台 冷蔵庫2坪 液肥混入機1台 防虫ネット・循環 扇	・複式簿記記帳の実施 により経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営合理化を図るた めパソコン等の導入 ・経営強化のための自 己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への 加入 ・社会保険への加 入 ・周年雇用の確保 ・労働環境快適化 のための農作 業環境の改善
うんしゅ うみかん	経営面積 270 a 極早生 75 a 早生 100 a 普通 95 a	・極早生、早生、普通温州の組み合 わせ ・シートマルチ栽培 ・スピードスプレーヤーによる防 除 ・園内作業道整備 ・雇用労力の活用（臨時雇用）	防風ネット 予措・貯蔵庫 園内作業道 スピードスプレ ーヤー		
不知火類	経営面積 65 a 加温 20 a 屋根掛け 25 a 露地 20 a	・加温、屋根掛け、露地栽培の組み 合わせ ・動力噴霧機による防除体系 ・苗木は大苗育成（自家育成）	単棟・連棟ハウス 暖房機 予措・貯蔵庫 動力噴霧機 園内作業道 貯水槽		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

宇城市の特産品であるメロン・トマト・イチゴ・デコポンなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業普及・振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行

う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、宇城市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及・振興課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

宇城市担い手育成総合支援協議会にて市、県、農業委員会、農業協同組合、農業公社等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を推進していく。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、宇城市担い手育成総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及びくまもと農業経営継承支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア 60% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

宇城市の南部地域では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、野菜等を中心とした施設園芸と水稻による複合経営の割合も高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化により空きハウスが目立ち始めており、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。

東部地域においては、稲作を主とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっている。

更に、西部地域では、中山間地を利用してミカンを中心とした果樹団地が多いが、高齢化や人口減少が進行する中で、後継者や担い手に利用集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

宇城市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を集約し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいいため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

特に樹園地については、近隣農地を集約して担い手へ集積する活動が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

宇城市の農地利用のビジョン実現を図るため、宇城市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を推進する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

宇城市は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、宇城市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

宇城市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、今後生産性の向上に向けた国営緊急農地再編整備事業が進められているため、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。更に、宇城市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定

等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

(２) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

(３) 開発を伴う場合の措置

- ① 宇城市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から旧法の基本要綱（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。改正 令和４年４月１日付け３経営第３２１７号。以下「旧基本要綱」という。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 宇城市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(４) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 宇城市は、法第６条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第２条によりみなされる場合は不要）。
- ② 宇城市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 宇城市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(５) 要請及び申出

- ① 宇城市農業委員会は認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、宇城市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 宇城市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定した農用地利用集積計画

の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 宇城市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 宇城市は、（5）の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、宇城市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 宇城市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（8）同意

宇城市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに

限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

宇城市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を宇城市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

宇城市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

宇城市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 宇城市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 宇城市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 宇城市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を宇城市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 宇城市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、宇城市全域にて、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 宇城市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) 宇城市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手育成総合支援協議会等は農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

宇城市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われる場合は当該単位とする）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に当たっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6-1号の認定申請書を宇城市に提出して、農用地利用規程について宇城市の認定を受けることができる。
- ② 宇城市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 宇城市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を宇城市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 宇城市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第1

2条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 宇城市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 宇城市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公財)熊本県農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、宇城市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で 必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

宇城市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

①宇城市は、県下一円を区域として特例事業を行う（公財）熊本県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。

②宇城市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

宇城市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 宇城市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入及び更新を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 宇城市は経営構造対策事業、生産総合事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 宇城市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

エ 宇城市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 宇城市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

宇城市は、農業委員会、農業普及・振興課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、宇城市は、このような協力の推進に配慮

する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

熊本県立農業大学校や宇城地域振興局農業普及・振興課、熊本宇城農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

宇城市が主体となって熊本県立農業大学校や宇城地域振興局農業普及・振興課、熊本宇城農業協同組合、農業委員、指導農業士、宇土割営農生産組合等と連携・協力して就農希望者や青年農業者の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該農業者を育成する体制を強化する。そのために4Hクラブへの加入を促すとともに、宇城市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や宇城市農林水産物直売交流施設出荷協議会とも連携して、出荷のための助言を行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、宇城地域振興局農業普及・振興課による宇城地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、宇城市農林水産物直売交流施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては宇城地域振興局農業普及・振興課、熊本宇城農業協同組合営農指導課、指導農業士等、資金面については日本政策金融公庫熊本支店や熊本宇城農業

協同組合等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

別紙１（第５の１（１）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第１８条第３項第２号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（２）農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（３）土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第５の１（２）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は５年（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて５年とすることが相当でないと認められる場合には、５年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 １の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき宇城市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合においてI の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなかつたときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。